

資源回収実施団体奨励金交付要綱

(総則)

第1条 本市が収集する廃棄物の減量化を図るため、地域の廃棄物を再利用及び再資源化のために、集団により資源回収を行う団体に対する奨励金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、次の各号に掲げる団体のうち本市に登録した団体とする。

- (1) 町内会、自治会、PTA及び子ども会等の地域的団体
- (2) その他市長が適当と認める団体

2 前項の登録を受けようとする団体は、資源回収実施団体登録申請書（第1号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(報告書の提出)

第3条 奨励金の交付を受けようとする団体は、横須賀市資源回収協同組合に属する資源回収業者又は市長が適当と認めた資源回収業者が所要事項を記載した資源回収実施報告書（第2号様式）を資源回収実施の翌月の末日までに市長へ提出しなければならない。ただし、当該報告書に記載した資源回収業者が、奨励金の交付を受けようとする団体の代表者であるときは、当該報告書に基づく奨励金は交付しない。

(奨励金)

第4条 資源回収実施団体が次に掲げる物品を回収したときは、予算の範囲内において、当該物品1キログラムにつき4円を乗じて得た額を奨励金として交付する。

- (1) 新聞紙
- (2) 雑誌類
- (3) 段ボール、紙パック及びその他の紙
- (4) 古着及び古布類
- (5) アルミ類
- (6) 鉄 類
- (7) 蛍光管類

2 前項の規定により算出した額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。

(交付の時期)

第5条 奨励金の交付は、毎年2月、5月、8月及び11月とし、それぞれ前々

月までの３月分をまとめて交付する。

（奨励金の返還）

第６条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金の交付を受けた団体があったときは、奨励金の全部又は一部について返還を命じることができる。

（参加業者の承認）

第７条 資源回収のための奨励金制度に参加しようとする業者は、資源回収実施団体奨励金交付制度参加業者登録申請書（第３号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 市長は、前項の規定に基づいて承認を受けた業者が偽りその他不正な手段により同項の承認を受けたとき又は第３条に規定する記載押印をしたときは、その承認を取り消すことができる。

（その他の事項）

第８条 この要綱の施行について必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

１ この要綱は、昭和54年４月１日から施行する。

２ 昭和54年４月中に実施する廃品回収に係る廃品回収実施報告書の提出については、本要綱第３条中「廃品回収実施の日から１か月以内」とあるのは「５月末日まで」とする。

附 則

この要綱は、昭和56年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和58年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年11月１日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年４月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成元年４月１日から施行する。

２ 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

１ この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

２ 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 従前の規定により作成した用紙が残存する間は、必要な補正をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条第 2 項関係）

資源回収実施団体登録申請書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 代表者 団体名 住所 氏名 電話		
会 員 数		
参 加 世 帯		
実 施 回 数		
回 収 場 所		
振 込 口 座	金融機関名	銀行 金庫 農協 信漁連 支店 支所 出張所
	口 座 種 別	☐ 普通 ☐ 当座
	口 座 番 号	
	(フリガナ) 口 座 名 義	
(事務処理欄)		

第2号様式（第3条関係）

(あて先) 横須賀市長 資源回収実施報告書 年 月 日

団 体 名
代表者氏名

下記のとおり 月 日資源回収を実施したので
報告します。

		品名	回収重量 (kg)
	密 封 箱 号	新聞紙	
		雑誌類	
		段紙 その 他の 紙	一 ッ ク 紙
	団 体 整 理 箱 号	古着・古布類	
		アルミ類	
		鉄類	
		蛍光管類	
		合計	
担当回収業者			

第 3 号様式（第 7 条第 1 項関係）

資源回収実施団体奨励金交付制度参加業者登録申請書

年 月 日 (あて先) 横須賀市長 住 所 氏 名 (法人にあっては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名) 電 話	
事 務 所 の 所 在 地	
事 業 所 の 名 称	
取 扱 品 の 種 類	
保 有 車 両 台 数	
従 業 者 数	
添 付 書 類	
(事務処理欄)	